

# 第2次千葉市障害者計画(案)の概要

## 1 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

障害のある方が地域において自立した生活を送ることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

障害者基本法第9条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、「ちば・ビジョン 21」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画です。

### (3) 計画の期間

平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

## 2 基本理念

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携のもとに、地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進していくとともに、生活環境におけるバリアフリーと心のバリアフリーを一層推進することにより、「安らぎのあるあたたかな共生社会」の実現を目指します。

## 3 計画の視点

### (1) 障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

### (2) 相互に支え合い共生するためのバリアフリー化の推進

地域における自立や社会参加に係る障壁を除き、誰もが安心して生活できるよう、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進める必要があります。

### (3) 障害者の視点に立った各分野における施策展開

市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者視点に立って取り組む必要があります。

### (4) 施策展開における市民参加と協働

障害者本人の各種障害者施策への積極的な参加・参画はもとより、市、関係団体、専門機関、地域住民、事業者、ボランティア団体など地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担って連携し、協働していくことが必要です。

## 4 基本目標

### 基本目標1 相談支援の充実 ～利用者視点に立った多岐にわたる相談支援体制づくり～

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活のあらゆることを気軽に相談できる場所があることが不可欠です。そこで、身近な相談機関を一層強化するとともに、より専門性を備えた職員を配置することが求められています。また、当事者からの相談に応えるだけでなく、権利擁護の推進や的確な自己選択のために情報提供の充実を図ることが求められています。

### 基本目標2 地域生活支援の拡充 ～地域や施設で暮らすためのサービスの拡充～

障害者が地域で自立した生活を営むために、計画的な障害福祉サービス基盤の整備とともに、日常生活を送る上で必要となる多様な支援事業を展開し、経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ることが求められています。

### 基本目標3 保健・医療の充実 ～保健や医療分野との効果的な連携～

障害者(児)の数は年々増えており、特に近年は精神障害者の数が増加していることから、障害の原因となる疾病等の予防と同時に、早期対応に努めるとともに、健康的に安心して生活するため、地域での医療体制のさらなる充実が求められています。

### 基本目標4 療育や教育から就労に至るまでの支援体制の構築 ～育ち、学び、働くことを一体的に支援する体制づくり～

障害の早期発見と早期療育とともに、障害児の教育とその後の生活基盤となる就労について、一体的に捉え、それぞれのライフステージに応じたきめ細かな支援が求められています。

### 基本目標5 理解と交流の推進 ～ともに理解しあい、心の垣根のない社会づくり～

障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し合うあたたかな共生社会を実現するためには、障害及び障害者に関する理解が不可欠です。そこで、啓発・広報活動や地域での交流活動により、障害に対する理解を促進することが求められています。

### 基本目標6 生活環境の整備 ～物理的な障壁のない安全・安心な都市基盤の整備～

障害者や高齢者などすべての人が安心・安全に日常生活を送ることができるよう、公共交通機関・建築物・道路・住宅環境など誰もが移動しやすいバリアフリーのまちづくりとともに、災害時など緊急時に様々な障害種別に対応できる救助・救援体制の整備が求められています。

## 5 計画の推進に向けて

### (1) 関係機関等との連携

障害者計画は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、国、県の関係行政機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との連携強化に努めます。

### (2) 当事者の障害者施策への参加

障害者の視点に立った施策展開には、当事者が各種障害者施策へ参加、参画することが重要であることから、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を把握し、施策に反映させていきます。

### (3) 計画の弾力的運用

障害者自立支援法廃止や障害者総合福祉法(仮称)の制定に向けての動き、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。